

様式第二十の備考3を次のように改める。

3 特許法施行規則第69条第3項の規定による共有に係る権利であつて、国及び大学等技術移転促進法第12条第1項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)以外の各共有者ごとに特許料の金額にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額を納付するときは、【納付年分】の欄の次に【持分の割合】の欄を設けて、「○/○」のように国及び認定事業者以外のすべての者の持分の割合を記録する。

様式第二十の備考2を次のように改める。

2 実用新案法施行規則第21条第3項の規定による共有に係る権利であつて、国及び認定事業者以外の各共有者ごとに登録料の金額にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額を納付するときは、【納付年分】の欄の次に【持分の割合】の欄を設けて、「○/○」のように国及び認定事業者以外のすべての者の持分の割合を記録する。

様式第二十二の備考2、様式第二十三の備考2、様式第二十四の備考3、様式第二十五の備考1及び様式第二十六の備考1中「同等」を「同」と改める。

様式第二十七の備考1の二中「出願番号」を「事件の表示」と改める。

様式第三十二の備考2の二中「出願番号」を「事件の表示」と改め、同様式の備考6中「第31条第6項」を「第31条第5項」と、「第67条第7項」を「第67条第6項」と、「第76条第7項」を「第76条第6項」と改める。

様式第三十三の備考3中「第107条第6項」を「第107条第5項」と、「第31条第6項」を「第31条第5項」と、「42条第6項」を「第42条第5項」と、「第67条第7項」を「第67条第6項」と、「第40条第7項」を「第40条第6項」と、「第76条第7項」を「第76条第6項」と改める。

(工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令の一部改正)

第十一條 工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令(平成八年通商産業省令第六十四号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「第七條第六項」を「第七條第五項」と、「第二十一條第六項」を「第二十一條第五項」と、「第四十二條第六項」を「第四十二條第五項」と、「第六十七條第七項」を「第六十七條第六項」と、「第四十條第七項」を「第四十條第六項」と、「第七十六條第七項」を「第七十六條第六項」と改め、同條第二項中「第六十五條の七第一項若しくは第二項」を「第六十五條の七第一項」と改める。

第七條第二項中「第九十五條第九項」を「第九十五條第十一項」と、「第六十七條第八項」を「第六十七條第七項」と、「第七十六條第八項」を「第七十六條第七項」と、「第九十五條第十項」を「第九十五條第十二項」と、「第六十七條第九項」を「第六十七條第八項」と、「第七十六條第九項」を「第七十六條第八項」と改める。

(弁理士法施行規則の一部改正)

第十二條 弁理士法施行規則(平成十二年通商産業省令第四百十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第六号中「第四十五條第三項」を「第四十六條第三項」と改める。

附則

(施行期日)

第一條 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の一部の施行の日(平成十六年四月一日)から施行する。ただし、第十二條の改正規定は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に關する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第百二十五号)附則第一條第三号に掲げる規定の日から施行する。

(経過措置)

第二條 第一條の規定による改正後の特許法施行規則第八章第三節(同規則、実用新案法施行規則、意匠法施行規則及び商標法施行規則において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、この省令の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、第一條の規定による改正前の特許法施行規則第八章第三節の規定により生じた効力を妨げない。

指 示

○総務省告示第八十一号

統計法施行令(昭和十四年政令第百三十号)第七條第四項の規定に基づき、指定統計調査の結果の公表等に關し報告を受けた事項を次のとおり指示する。

平成十六年三月一日

総務大臣 橋本 大祐

(1) 官報以外の刊行物により公表されたもの(統計法施行令第七條第三項第1号関係)

指定統計の名称	刊行物の名称	発行年月日	作成機関
国勢調査	平成12年国勢調査報告 第5巻 抽出詳細集計結果その2 都道府県・市区町村編 03岩手県、11埼玉県、25滋賀県、32島根県	平成15 12. 4	総務省統計局統計調査部
労働力調査	労働力調査報告(平成15年10月分) 労働力調査速報(平成15年11月結果)	12. 17 12. 26	
小売物価統計	小売物価統計調査報告(平成15年10月(東京都区部 平成15年11月)) 消費者物価指数月報(平成15年10月) 消費者物価指数 全国(平成15年11月分) " 東京都区部(平成15年12月分)中旬速報値及び(平成15年平均)速報値	12. 9 " 12. 26 "	
家計調査	家計調査報告(二人以上の世帯)全世帯結果(平成15年10月分速報) " (平成15年10月分) " (二人以上の世帯)勤労者世帯結果(平成15年11月分速報)	12. 5 12. 22 12. 26	
科学技術研究調査	平成15年科学技術研究調査結果の概要	12. 16	
法人企業統計	法人企業統計季報(平成15年7~9月)	12. 4	財務省財務総合政策研究所調査統計部
学校基本調査	平成15年度学校基本調査報告書(初等中等教育機関、専修学校・各種学校編) " (高等教育機関編)	12. 19 "	文部科学省生涯学習政策局
学校保健統計	平成15年度学校保健統計調査速報	12. 10	
人口動態調査	人口動態統計調査(概数)(15年7月分) " (速報)(15年10月分)	12. 2 12. 11	厚生労働省大臣官房統計情報部
毎月勤労統計調査	平成15年人口動態の年間推計	平成16 1. 1	
	毎月勤労統計調査結果速報(15年9月分) 毎月勤労統計調査月報(15年9月分)	平成15 11. 4 11. 14	
薬事工業生産動態統計調査	薬事工業生産動態調査(月報)(15年5月分)	12. 25	厚生労働省医政局
医療施設統計	医療施設動態調査(概数)(15年8月分)	12. 26	厚生労働省大臣官房統計情報部
牛乳乳製品統計	牛乳乳製品統計(平成15年11月分)	12. 25	農林水産省大臣官房統計部